

# 草津市地域包括支援センターの 運営について

# 草津市地域包括支援センター運営協議会



## 介護保険法施行規則第140条66第2号ロ

地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

## 草津市附属機関設置条例 別表第1

介護保険法(平成9年法律第123号)に定める地域包括支援センターの運営に対する評価に関し必要な事項についての調査審議に関する事務 < 定数：15人以内 >

### ◆ 地域包括支援センター運営協議会の所掌事務

センターの設置等【承認事項】	<ul style="list-style-type: none"> <li>圏域の設定</li> <li>業務の法人への委託</li> <li>業務を委託された法人による総合事業および予防給付に係る事業の実施</li> <li>介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の選定</li> <li>その他、公正・中立性の確保に関すること</li> </ul>
センターの行う業務の方針	市町村が示すこととされているセンターが行う業務に係る方針（運営方針）が適切かどうか、市町村に対して意見を述べるものとする
センターの運営	<p>運営全体に関するもの</p> <p>【組織運営体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>センターの人員体制が業務に対して適切なものとなっているか</li> <li>担当区域における高齢者のニーズ把握を行っているか</li> <li>職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか</li> </ul> <p>【個人情報の保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>責任者を配置するなど個人情報保護の徹底が図られているか</li> </ul> <p>【利用者満足の上昇】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか</li> <li>安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか</li> </ul> <p>【公平性・中立性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公平性、中立性に配慮して、介護サービス事業所等の紹介や介護予防支援業務の委託先の選定を行っているか</li> </ul> <p>個別業務に関するもの</p> <p>【総合相談支援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談内容ごとの対応状況が把握（進捗管理）できているか</li> </ul> <p>【権利擁護業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか</li> </ul> <p>【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケア会議の運営方針について職員間で共有ができていないか</li> <li>介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか</li> </ul> <p>【介護予防に係るケアマネジメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか</li> </ul> <p>【市町村事業との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切にされているか</li> </ul>
センターの職員の確保	センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や関係団体等の中で調整を行う
その他	地域における介護保険以外のサービス等と連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会資源の開発、その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う

### ◆ メンバー

#### <草津市附属機関運営規則 別表第1>



1	保健医療関係者
2	介護サービス事業者および介護予防サービス事業者から選出された者
3	居宅介護支援事業者から選出された者
4	介護サービスおよび介護予防サービス利用者
5	介護保険被保険者（公募委員）
6	民生委員児童委員
7	老人クラブ連合会から選出された者
8	草津市社会福祉協議会から選出された者
9	学識経験を有する者
10	その他市長が高齢者の保健福祉の推進に必要と認める者 ● 草津市健康推進員連絡協議会 ● 草津市まちづくり協議会

### ◆ 任期

#### <草津市附属機関運営規則 別表第2>

3年 令和3年7月1日から令和6年6月30日

### ◆ スケジュールと主な議題

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1回	センターの運営について ・センターの運営に関する評価 (運営全体/個別業務)		
第2回 (2月頃)	センターの運営について ・運営方針について		

# センターの設置等に関すること

# 包括支援センターの設置状況

- 日常生活圏域（中学校区）ごとに地域包括支援センターを設置（6か所）
- 社会福祉法人や社会医療法人による委託運営

<令和4年4月30日時点>

	（市全体）	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
受託法人	-	社会福祉法人 聖優会	社会医療法人 誠光会	社会福祉法人 よつば	社会福祉法人 あさひ	社会福祉法人 みのり	社会福祉法人 寿会
所在地	-	山寺町837番地 （特別養護老人ホーム 菖蒲の郷内）	草津三丁目9番14号	矢橋町885番地1	笠山一丁目1番46 （南笠デイサービスセンター あさひ内）	上笠一丁目9番11号 （上笠デイサービスセンター 湯楽里内）	志那中町25番地 （北部デイサービスセンター 常輝の里内）
担当学区	-	志津・志津南・矢倉	草津・大路・渋川	老上・老上西	玉川・南笠東	山田・笠縫	笠縫東・常盤
人口（A）	（137,702人）	30,364人	33,066人	19,503人	20,130人	19,044人	15,595人
65歳以上人口 （B）	（30,880人）	6,183人	6,717人	3,790人	4,065人	5,805人	4,320人
高齢化率（B/A）	（22.4%）	20.4%	20.3%	19.4%	20.2%	30.5%	27.7%
介護認定者数 （C+D+E）	（5,556人）	1,025人	1,233人	692人	685人	1,253人	668人
事業対象者（C）	（133人）	25人	19人	11人	17人	55人	6人
要支援1・2（D）	（1,270人）	215人	317人	169人	148人	272人	149人
要介護1～5（E）	（4,153人）	785人	897人	512人	520人	926人	513人

# 委託できる居宅介護支援事業所の選定

◆ 介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務の一部委託にかかる指定居宅介護支援事業所一覧 <令和4年4月提供分>

## 【市内】

No.	事業所名	所在地 (区域)	計	所在地						
				高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂	
1	菖蒲の郷居宅介護支援センター	高穂	21	18	0	0	1	1	1	
2	居宅介護支援かえで	高穂	12	5	2	4	0	0	1	
3	近江草津徳洲会介護センター	高穂	11	5	2	1	3	0	0	
4	アサヒサンククリーン ケアプランセンターかがやきの社	高穂	13	5	5	0	0	3	0	
5	ケアプランセンター ティエール	高穂	13	9	2	2	0	0	0	
6	あおばな居宅介護支援事業所	草津	21	9	9	0	0	1	2	
7	Nアート居宅介護支援事業所	草津	1	0	1	0	0	0	0	
8	あやは居宅介護支援事業所	草津	9	0	0	1	0	0	8	
9	オフィス豆の木介護支援事務所	草津	12	1	4	0	0	7	0	
10	ケアプランセンター向日葵	草津	12	0	0	0	0	12	0	
11	たんぼぼ 居宅介護支援事業所	草津	7	0	2	0	0	2	3	
12	メディケア湖南居宅介護支援事業所	草津	23	2	16	4	0	1	0	
13	りんく草津居宅介護支援事業所	草津	11	0	8	0	0	1	2	
14	居宅介護支援事業所ライフパートナー	草津	3	0	0	2	1	0	0	
15	ケアタウン南草津 居宅介護支援事業所	老上	10	2	2	3	1	2	0	
16	楽居宅介護支援事業所	老上	9	0	1	7	0	0	1	
17	居宅介護支援事業所 からん	老上	9	0	2	1	1	5	0	
18	居宅介護支援事業所 夕照	老上	20	1	0	5	2	5	7	
19	指定居宅介護支援事業所ふれあい	老上	27	2	9	5	1	9	1	
20	指定居宅介護支援事業所 ケアプランそら	玉川	41	6	7	11	4	13	0	
21	マザーレイク居宅介護支援事業所	玉川	16	2	2	2	7	3	0	
22	草津市南笠居宅介護支援センターあさひ	玉川	25	0	3	1	21	0	0	
23	はな、居宅介護支援事業所	松原	5	1	0	0	0	4	0	
24	介護相談 となりくみ	松原	9	1	2	0	0	5	1	
25	居宅介護支援事業所 和花	松原	8	2	1	3	0	2	0	
26	指定居宅介護支援事業所きらら	松原	36	5	13	2	0	13	3	
27	草津市上笠居宅介護支援事業所	松原	4	0	0	0	0	4	0	
28	アサヒサンククリーンケアプランセンター滋賀	新堂	13	0	4	0	0	2	7	
29	岸本ケアプランセンター	新堂	5	0	0	0	0	3	2	
30	指定居宅介護支援事業所 常碑の里	新堂	15	0	0	0	0	3	12	
計			421	76	97	54	42	101	51	

## 【市外】

No.	事業所名	所在地	計	所在地						
				高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂	
31	コンサルテ居宅介護支援事業所	大津市	4	0	0	1	0	3	0	
32	やわらケアプレイス	大津市	7	0	3	2	2	0	0	
33	輝生会居宅介護支援事業所	大津市	7	0	3	1	1	2	0	
34	居宅介護支援センター じんりょう	大津市	1	0	1	0	0	0	0	
35	居宅介護支援事業所みちくさ	大津市	13	3	2	3	0	5	0	
36	田原居宅介護支援事業所	大津市	1	0	0	0	1	0	0	
37	レーク・ホロニー居宅介護支援事業所	大津市	2	0	0	2	0	0	0	
38	こびらい生協診療所 居宅介護支援事業所	栗東市	8	0	2	0	0	0	6	
39	らっくケアプランセンター	栗東市	3	0	3	0	0	0	0	
40	居宅介護支援事業所 はなえみ	栗東市	5	0	0	3	0	2	0	
41	居宅介護支援事業所 栗東すみれ園	栗東市	8	5	1	1	1	0	0	
42	ケアプランステーションここあ勝部	守山市	6	0	6	0	0	0	0	
43	有限会社びわこメディカル 居宅介護支援事業所	守山市	2	0	0	0	0	1	1	
44	ケアプランセンター向日葵・野洲	野洲市	8	0	5	0	0	1	2	
計			75	8	26	13	5	14	9	

### <地域包括支援センターごとの給付実績>

指定居宅介護支援・介護予防ケアマネジメント業務 給付件数	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
	うち、直営	32	71	41	37	71
うち、委託	84	123	67	47	115	60

➤ 居宅介護支援事業所により、人員体制や受託可能数が異なるため委託件数の差が生じているが、公平性・中立性に配慮して委託先の選定をすることができている。

※滋賀県国民健康保険団体連合会への請求実績より算出（令和4年5月時点）

# センターの運営に関すること ～運営全体に関するもの～

※ 評価指標とは・・・  
地域包括支援センターの事業評価を通じて機能強化を図るため、全国統一評価指標により取組・運営状況を点検する。  
毎年、厚生労働省に報告をしており、本資料に掲載している結果は令和4年6月に報告した内容である。

# 組織・運営体制<人員体制>

## ◆ 人員体制の基準 【草津市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例第3条第1項より】

一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（65歳以上人口）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人 (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

## ◆ 人員体制の状況

<令和4年4月30日時点>

	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
三職種 社会福祉士（準ずる者を含む）	1人	2人	2人	1人	2人	2人
保健師（準ずる者を含む）	2人	1人	1人	1人	1人	1人
主任ケアマネジャー（準ずる者を含む）	1人	2人	1人	2人	2人	1人
その他（プランナー、事務職員）	2人	2人	1人	1人	2人	1人

## ◆ 評価指標<令和4年4月30日時点>

設問	市町村指標		草津市
Q24	6	センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく三職種の配置を義務付けているか。	○
Q25	7	センターにおいて、三職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）が配置されているか。	○
Q26	8	センターの三職種（準ずる者含む）一人当たり高齢者数（全圏域内の高齢者数/全センター人員）の状況が1,500人以下であるか。	○

設問	センター指標						高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂	
Q16	7	三職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）を配置しているか。						○	○	×	×	○	○

※Q16（センター指標7）：保健師に準ずる者であるため。

➤ 三職種（準ずる者は含まない）の配置状況としては「指標を満たしていない」となるが、介護保険法施行規則および市条例の基準は満たしており、センターの人員体制は業務に対して適切である。

## ◆ ニーズ把握：評価指標&lt;令和3年度実績&gt;

設問	市町村指標		草津市
Q23	5	センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を3つ以上提供しているか。	○

設問	センター指標						高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂	
Q14	5	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。						○	○	○	○	○	○
Q15	6	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。						○	○	○	○	○	○

➤ 担当区域における高齢者のニーズ把握を行うことができている。

## ◆ 個人情報の保護：評価指標&lt;令和3年度実績&gt;

設問	市町村指標		草津市
Q32	14	個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。	○
Q33	15	個人情報が漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。	○
Q34	16	センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。	○

設問	センター指標						高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂	
Q22	13	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備しているか。						○	○	○	○	○	○
Q23	14	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。						○	○	○	○	○	○
Q24	15	個人情報保護に関する責任者（常勤）を配置しているか。						○	○	○	○	○	○
Q25	16	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。						○	○	○	○	○	○

➤ 個人情報保護の徹底が図られている。

## ◆ 利用者満足の上向：評価指標&lt;令和3年度実績&gt;

設問	市町村指標		草津市
Q35	17	苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○
Q36	18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	○
Q37	19	相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○

設問	センター指標						高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂	
Q26	17	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。						○	○	○	○	○	○
Q27	18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。						○	○	○	○	○	○
Q28	19	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。						○	○	○	○	○	○

➤ 適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっている。

➤ 安心して相談できるようプライバシーの確保が行われている。



# 組織・運営体制<その他>

## ◆ 評価指標<令和3年度実績>

設問		市町村指標	草津市	設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q19	1	運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	○	Q11	1	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	○	○	○	○	○
Q20	2	年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。	○	Q11-1	2	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。	○	○	○	○	○
Q21	3	前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。	○	Q12	3	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	○	○	○	○	○
Q22	4	市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的開催しているか。	○	Q13	4	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	○	○	○	○	○
Q27	9	センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。	○	Q17	8	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	○	○	○	○	○
				Q18	9	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修（Off-JT）を実施しているか。	○	○	○	○	○
Q28	10	センターに対して、夜間・早朝の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。	○	Q19	10	夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	△ 設置のみ	△ 設置のみ	△ 設置のみ	△ 設置のみ	△ 設置のみ
Q29	11	センターに対して、平日以外の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。	○	Q20	11	平日以外の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	△ 設置のみ	△ 設置のみ	△ 設置のみ	△ 設置のみ	△ 設置のみ
Q30	12	市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。	○	Q21	12	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	○	○	○	○	○
Q31	13	介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	○								

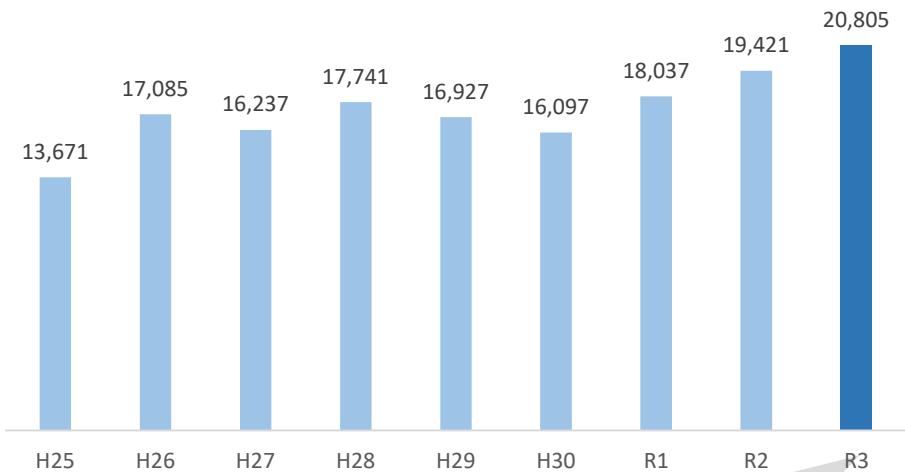
- 事業を適切に運営するための体制を構築できている。
- 利用者が相談しやすい体制を構築するための取組ができている。

# センターの運営に関すること ～個別の業務に関するもの～

※ 評価指標とは・・・  
地域包括支援センターの事業評価を通じて機能強化を図るため、全国統一評価指標により取組・運営状況を点検する。  
毎年、厚生労働省に報告をしており、本資料に掲載している結果は令和4年6月に報告した内容である。

# 総合相談支援業務

## ◆ 相談件数



R3	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
	3,832	5,039	2,864	4,102	2,658	2,310

- 相談件数は年々増加している。
- 高齢者本人や身近な家族が早い段階で地域包括支援センターに相談することにより、状態に応じた適時・適切な支援やサービスにつながるよう様々な機会を通じて周知を行う。

## ◆ 相談相手（令和3年度）

	本人	家族・親族	住民・知人	民生委員	ケアマネジャー	サービス事業所	医療機関	その他	総計
高穂	659	974	42	130	754	227	376	670	3,832
草津	1,181	1,291	61	148	871	300	493	694	5,039
老上	734	652	36	49	615	87	271	420	2,864
玉川	940	884	17	185	712	345	395	624	4,102
松原	548	778	31	85	327	140	253	496	2,658
新堂	354	425	14	120	561	167	275	394	2,310
総計	4,416	5,004	201	717	3,840	1,266	2,063	3,298	20,805

## ◆ 地域包括支援センターの周知

### 包括PRカード

知ってて  
あんしん！

～高齢者の総合相談窓口～

**草津市地域包括支援センター**

まずは、お気軽にご相談ください。  
<連絡先は裏面へ>

「担当学区の地域包括支援センター」

高穂	☎ 561-8143
草津	☎ 561-8144
老上	☎ 561-8145
玉川	☎ 561-8146
松原	☎ 561-8147
新堂	☎ 568-4148

平日  
8:30  
～17:15

(草津市 HP)

※草津市では、6か所の地域包括支援センターを委託運営しています。

# 総合相談支援業務

## ◆ 評価指標＜令和3年度実績＞

設問	市町村指標		草津市	設問	センター指標						高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q38	20	市町村レベルの関係団体（民生委員等）の会議に、定期的に参加しているか。	○													
				Q29	20	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Q39	21	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか。	○	Q30	21	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Q40	22	センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。	○	Q31	22	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Q41	23	1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。	○	Q32	23	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Q42	24	センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。	○	Q33	24	相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Q43	25	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。	○	Q34	25	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

➤ 相談内容ごとの対応状況を把握（進捗管理）することができている。

# 権利擁護業務

## ◆ 評価指標＜令和3年度実績＞

設問		市町村指標	草津市	設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q45	26	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。	○	Q36	26	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	○	○	○	○	○
Q46	27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	○	Q38	27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	○	○	○	○	○
Q47	28	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	Q39	28	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	○	○	○	○
Q48	29	消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。	○	Q40	29	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	○	○	○	○	○
				Q41	30	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	○	○	○	○	○

- 成年後見制度を活用することができている。  
成年後見制度の市長申し立てに関する判断基準を市とセンターで共有することができた。
- 消費者被害の防止の取組ができている。  
消費者被害の予防や早期発見、再発防止のために、様々な機会での情報提供を行っていく必要がある。

# 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務<地域ケア会議>

## ◆ 評価指標<令和3年度実績>

設問	市町村指標		草津市	設問	センター指標		高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q55	36	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。	○	Q48	37	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	○	○	○	○	○	○
Q55-1	37	地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。	×									
Q56	38	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して周知しているか。	○	Q49	38	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	○	○	○	○	○	○
Q59	39	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。	○	Q50	39	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	○	○	○	○	○	○
Q61	40	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	Q53	40	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	○	○	○	○	○
Q62	41	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議に対応しているか。	○	Q54	41	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議に対応しているか。	○	○	○	○	○	○
Q63	42	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	○	Q55	42	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	○	○	○	○	○	○
Q64	43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	○	Q56	43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	○	○	○	○	○	○
Q65	44	生活援助の訪問回数の多いケアプラン（生活援助中心のケアプラン）の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。	○									
Q67	45	センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。	○	Q51	44	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	○	○	○	○	○	○
Q68	46	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	○	Q57	45	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	○	○	○	○	○	○
Q69	47	センター主催及び市町村主催も含めた、地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか。	×									
Q70	48	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を地域ケア推進会議から市町村に提言しているか。	×									

※Q55-1（市指標37）：開催計画にあたる「地域ケア会議マニュアル」を作成しセンターと共有しているが、地域の関係者に周知できていない。

※Q69（市指標47）：地域ケア会議の議事概要等については、住民向けに公表していない。

※Q70（市指標48）：R4年度より、地域ケア個別会議から抽出された学区の地域課題を「地域課題検討会議」において整理・深堀するとともに、課題解決に向けた手段・方策の検討を行うこととしているが、政策提言までは至っていない。

- 地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができている。
- 地域課題の解決に向けては、草津市地域包括支援センター運営方針において令和4年度の重点的な取組内容としており、実現可能な解決策を講じることができるよう、引き続き体制整備が必要である。

# 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ＜ケアマネジャーへの支援・連携等＞

## ◆ 評価指標＜令和3年度実績＞

設問	市町村指標		草津市	設問	センター指標		高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q49	30	日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握し、センターに情報提供しているか。	×	Q42	31	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握しているか。	○	○	○	○	○	○
Q50	31	センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	×	Q43	32	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。	○	○	○	○	○	○
Q51	32	介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。	○	Q44	33	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	○	○	○	○	○	○
Q52	33	地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。	×									
Q53	34	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	○	Q45	34	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	○	○	○	○	○	○
				Q46	35	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	○	○	○	○	○	○
Q54	35	センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	○	Q47	36	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	○	○	○	○	○	○

※Q49(市指標30) : R3年度にデータを取りまとめ、R4.5月に提供を行った。

※Q50(市指標31) : 研修会等に関する介護支援専門員の意見等をセンターに情報提供しているが、開催計画についてセンターと協議は行っていない。

※Q52(市指標32) : 介護支援専門員のスキルアップを図るための取組は行っているが、センター職員を対象とした研修会は開催していない。

- 介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する効果的な相談対応が実施できている。
- 市と地域包括支援センターの連携した取組により、介護支援専門員を支援するための体制構築が必要である。

# 介護予防に係るケアマネジメント

## ◆ 評価指標＜令和3年度実績＞

設問		市町村指標	草津市	設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q71	49	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。	○	Q58	46	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	○	○	○	○	○
Q72	50	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	○	Q59	47	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	○	○	○	○	○
Q73	51	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	○	Q60	48	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	○	○	○	○	○
Q74	52	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。	○	Q61	49	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	○	○	○	○	○
Q75	53	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の方針をセンターに対して明示しているか。	○	Q62	50	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	○	○	○	○	○
Q76	54	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。	○								

➤ 多様な地域の資源がケアプランに位置づけられるように取組むことができています。



# 市町村事業との連携（事業間連携）

## ◆ 評価指標＜令和3年度実績＞

設問	市町村指標		草津市	設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q77	55	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。	○	Q63	51 医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	○	○	○	○	○	○
Q78	56	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。	○	Q64	52 医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	○	○	○	○	○	○
Q79	57	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	Q65	53 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	○	○	○	○	○	×
Q80	58	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	Q66	54 認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	○	○	○	○	○	○
Q81	59	生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	Q67	55 生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	○	○	○	○	○	○

※Q65（センター指標53）

❖ 新堂：相談窓口である草津市在宅医療介護連携センターへの相談ケースがなかったため。

➤ 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切に行われている。

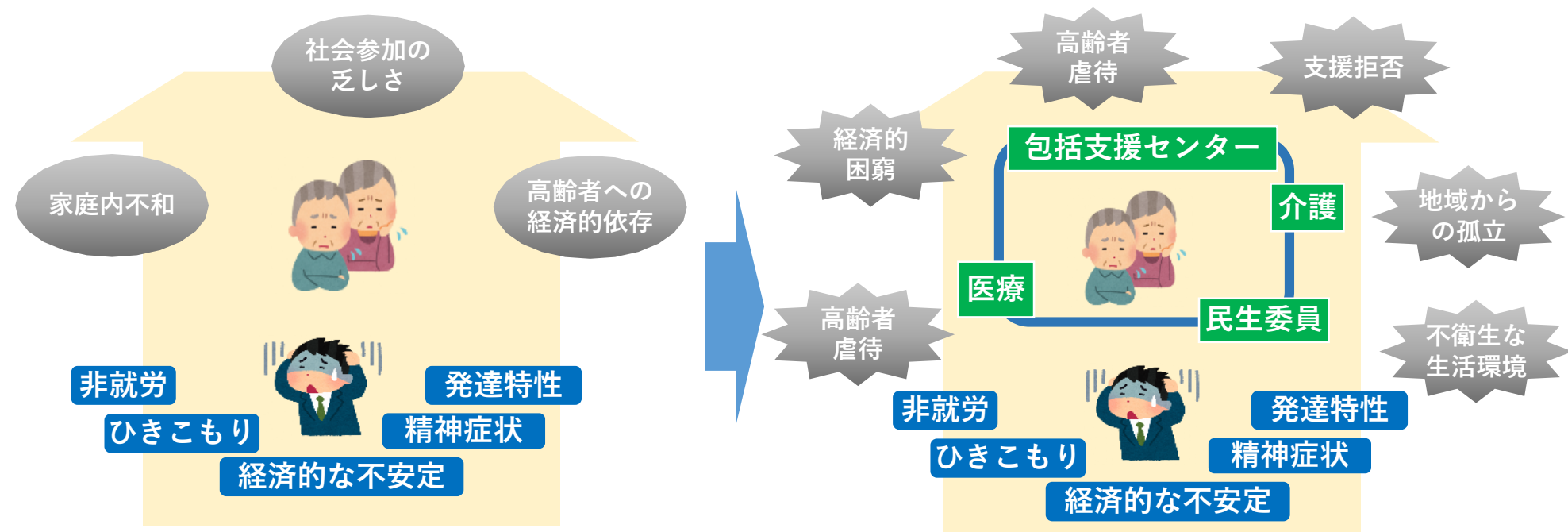
# 承認事項・意見交換



## 介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務の 一部委託について

介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務につきまして、指定居宅介護支援事業所44か所（令和4年4月提供分）に業務の一部委託を行っていることについて、運営協議会の承認をいただきたい。





高齢者と同居する家族がなんらかの困難さを抱える場合、高齢者の加齢とともに、その家族と高齢者の関係性に変化が生じ、高齢者の権利侵害に至る事例が多い。

草津市において、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会となるよう、このような世帯に対し、どのような社会の仕組みが必要かについてご意見をいただきたい。